下水道排水設備指定工事店資料

平成２９年１１月

下妻市建設部上下水道課

排水設備等工事にかかる事務処理の流れ

指定工事店

① ----------▶
排水設備計画等確認申請書
（様式第１号）
除外施設計画確認申請書
（様式第２号）

⇐⇐⇐⇐⇐⇐②排水設備等計画確認書
お客様へ　（様式第３号）

③ ----------▶
排水設備等工事着手届
（様式第14号）

④ ----------▶
排水設備等工事完了届
（様式第15号）
公共下水道使用開始届
（様式第 20 号）

⑤ 検　査
合　格
不合格
改　修

排水設備等工事検査済証
（様式第16号）
排水設備等工事検査済票
（様式第17号）

⇐⇐⇐⑥
お客様へ

市上下水道課

＜留意事項＞

* 工事着手前に必ず確認を受けること。
* 工事費の単価・金額を記入すること。
* 工事着手５日前までに届けること。
* 工事完了後５日以内に届け、検査の日程を確保すること。
* 門戸等の見やすい場所に掲示すること。

注　意　点

〈書　類〉

・工事にかかる書類等は、早めに提出すること。
・公共桝が設置されていない場所にかかる申請は、余裕を持って提出すること。

〈工　事〉

・主任技術者の技術上の管理下においてでなければ設計及び施工しないこと。
・特殊なケースの場合は、市上下水道課と事前に協議し、速やかに協議書を提出のこと。
（A4版用紙に、協議日時・協議内容及び指定工事店名等を記入のこと。）

〈検　査〉

・検査は、主任技術者を含み２人以上で受けること。
・検査に必要な器具を持参すること。（ライト、ミラー、スケール、ドライバー等）
・施主（住民等）には、検査をする旨を事前に連絡しておくこと。
・検査の結果により、改修（手直し等）・書類の訂正を依頼することがあります。

設計・施工上の注意事項

１　排水設備の構造基準は、下水道法、下妻市下水道条例及び下妻市下水道条例施行規則、その他の関係法令によらなければならない。

２　汚水を排除する排水管の内径及び勾配は、特別の理由があると認められる場合を除き、下表に定めるところによる。

排水人口	排水管内径	勾　配
150人未満	100mm以上	2.0/100以上

３　桝は、小口径桝を標準とする。

４　桝の設置箇所は、次のとおりとする。

（1）　排水管の起点、屈曲点、合流箇所、勾配、管径の変わる箇所

（2）　排水管が直線であるときは、管径の１２０倍以内の適当な箇所

５　トラップ桝を接続するときは、本体（キッチン等）側の器具トラップ及び床下配管の接続状況を十分に確認してから、二重トラップにならないように施工すること。

６　小口径トラップ桝を設置する場合には、トラップ部分に掃除が容易にできるように点検用掃除口を必ず設けること。

７　相向かいの管路の合流点には、３cm段差付き合流インバート桝を使用すること。

８　トイレの接続管には、１００mmのパイプ・大曲エルボを使用すること。

９　トイレ合流には、３cm段差付き４５度合流インバート桝を使用すること。

１０　ドロップ桝の底部については、大曲エルボを使用すること。

１１　公共桝との接続のためドロップ桝を設置する場合は、公共桝の上流側50cm～1m程度を目安とする。

１２　プラスチック製桝を車両通行等大きな荷重が働く場所で使用する場合は、荷重に応じた鉄製の防護蓋等を使用すること。

１３　外流し等で雨水の流入が見込まれるものは、原則として下水道への接続は不可。ただし、その家屋の状況に応じて接続の確認を受けた場合は、泥や砂の流入が考えられる箇所には、溜桝を設置してから宅内排水設備に接続し、雨水が入り込まない処置を講じること。

１４　排水管は暗渠とし、土破りは、私道内で５０cm、宅地内で２０cm以上とする。ただし、必要な防護を施したときには、この限りでない。

１５　掘削は遣り方等を用いて所定の深さに不陸のないよう直線状に丁寧に掘削すること。

１６　埋戻しは、管の移動、損傷等を起こさないよう注意し、入念に突き固めながら行うこと。

１７　プラスチック製桝を設置する場合は、５cm程度の砂基礎を施すこと。

１８　既存の設備を利用したい場合は、事前に規格、強度、雨水流入の有無及び勾配等の確認を入念に行い判断すること。不適格な場合は既設を撤去して新設すること。

１９　不要になった浄化槽は、し尿を完全にくみ取り、清掃消毒をしたのち原則撤去すること。

２０　下水道施設の機能を妨げ、排水管等を損傷する恐れのある物質を含む下水を排出する場合は、排出汚水量に応じた阻集器を設置すること。また、阻集器の設置にあたっては、事前に市上下水道課へ協議のうえ、仕様書、カタログ等を添付して阻集器維持管理計画書を提出すること。なお、阻集器の設置が必要な主な箇所は下記のとおりとする。

①　グリース阻集器
（飲食店・居酒屋・喫茶店・社員食堂・病院食堂等）

②　ヘア阻集器
（理髪店・美容院・プール・公衆浴場等）

③　プラスタ阻集器
（歯科診療所等）

④　ランドリー阻集器
（営業用洗濯場等）

⑤　オイル阻集器
（ガソリン供給場、給油場・機械油の流出する事業所等）

⑥　サンド阻集器
（外流し等）

⑦　その他阻集器

２１　井戸水を使用している事業所については、使用料金算出のため量水器を取付ける必要があるため、必ず事前に市上下水道課と協議すること。

２２　給湯器等のドレン排水の処理は申請者の判断とするが、汚水として扱う場合はトラップ桝を使用すること。

２３　排水設備の施工業者がすぐにわかるよう、公共桝の蓋の裏側に指定工事店名を記入すること。（指定工事店名入りのシール等）

２４　設計と異なる現場施工がある場合は、必ず設計変更を行い、設計書と現場が一致するようにすること。

２５　その他、設計・施工上での疑問等は、事前に市上下水道課と協議すること。

排水設備確認申請等における注意事項

※　平面図について

①道路幅員・方位・敷地境界を記入すること。

②トラップ桝はわかるように記入すること。

③平面図内の管径、勾配については、記入しなくてもよい（縦断図で確認）。
但し、汚水桝番号については、必ず記入すること。

④２階以上にも衛生器具がある場合は、必ず記入すること。

⑤排管経路は、衛生器具から記入すること。

⑥既設汚水管についても記入すること。平面図の表示方法は、新設管は赤色実線、既設汚水管は青色破線。

※　縦断面図について

汚水桝底部形状（ＵＴＫ・90Ｌ・45ＹＳ・90ＹＳ・ＤＲ等）は、必ず記入すること。

＜排水管の流速と勾配の範囲＞

管内流速は、掃流力を考慮して流速0.6m/秒から1.5m/秒の範囲とされているが、油性の排水を運ぶ排水管の流速の範囲が1.2m/秒が推奨されていることなどを考慮して予想最大排水量の流速（満流時又は半流時）の範囲が1.2m/秒から1.5m/秒となるように定めた。

＊排水管の内径と勾配の目安（管径100mm～200mmまで）

排水管の内径（mm）	１００	１２５	１５０	２００
勾　　配（‰）	20～30	15～25	12～18	8～12

★排水設備新設等計画確認申請書

①必ず工事着手前に提出すること。下妻市下水道条例では、「排水設備等の新設等を行おうとする者は、市長の確認を受けなければならない」と定めています。そのため、市上下水道課では申請書が提出されると必ず現場の状況を確認します。事前着工が発覚した場合は、法令に基づき厳正に対処させていただきます。

②排水設備の増設・改築についても、提出すること。

③設置する土地が複数にまたがる場合は、該当地を全て記入すること。

④申請者と土地所有者等が異なる場合はあらかじめ土地所有者等の承諾を得ること。

⑤申請内容を変更しようとするときは、書面により届け出ること。

⑥申請書を確認した際に交付する排水設備等計画確認書は指定工事店へＦＡＸします。

⑦特別な事情がある場合は、事前に市上下水道課と協議すること。

★排水設備等工事着手届

①工事に着手しようとする日の5日前までに提出すること。

②排水設備新設等計画確認申請書と同時に提出しても差し支えありません。

★排水設備等工事完了届

①工事の完了した日から5日以内にFAXした排水設備新設等計画確認書を参考に必要事項をすべて記入のうえ提出すること。

②竣工図を同時に提出すること。なお、延長の軽微な増減の場合は提出を省略することができます。

★検査

①日程が決まりましたら、申請者本人へ必ず連絡すること。

②事前に、管渠内等を確認しておくこと。

③管内にたるみ等による滞留水や接着剤の異物等がある場合は手直しとなります。

★公共下水道使用開始届

①原則として使用開始前に排水設備等工事完了届と同時に提出すること。

②検査前に使用開始する場合は、開始日と開始時のメーター指針を記入して使用開始前に提出すること。

③検査後に使用開始する場合は、開始日を申請者によく確認すること。特に開始日の指定が無い場合、上水道と同時に使用開始する場合は上水道使用開始日、下水道のみ使用開始する場合は排水設備設置日とします。

④アパートの場合は居住の有無に関わらず戸数分(８戸の場合は８枚)を提出すること。

⑤すでに公共下水道接続済で使用開始している場合でも提出すること。

★水洗便所改造資金補助金　排水設備整備補助金

①補助金交付申請書は、排水設備新設等計画確認申請書と同時に提出すること。ただし、申請から完了までが年度をまたぐ工事の場合には、事前に市上下水道課と協議すること。

②補助金が 2 種類あるので申請者へ正しく説明すること。

・水洗便所改造資金補助金…汲み取り便所、浄化槽から公共下水道へ切り替える工事

・排水設備整備補助金…上記補助金対象者で最終合流桝から公共桝までが 20mを超える工事

③補助金交付申請書の添付書類である「完納証明書」を申請者に取得していただく場合は、あらかじめ下記の通り説明すること。

「自宅の排水を浄化槽や汲み取り便所から公共下水道接続に切り替えたことに対する「水洗便所改造資金補助金」という制度があります。この補助金は市税等の滞納がないことが交付要件となっており、申請書にはそれを証明する「完納証明書」を添付する必要がありますので、市役所本庁舎税務課もしくは千代川庁舎くらしの窓口課で取得願います（類似書類の納税証明書ではありませんのでご注意願います）。なお、「完納証明書」は排水設備新設確認申請者と同一名義のものでお願いします。また、「完納証明書」を本人以外の方が取得する場合は委任状が必要になることがありますのでご注意ください。」

④排水設備整備補助金交付決定時の管路総延長から変更等が生じた場合は、実績報告書提出前に排水設備整備補助金計画変更等申請書を提出すること。

⑤工事が完了し、検査済証の交付を受けた時は実績報告書及び請求書を速やかに提出すること。なお、実績報告書は、添付書類（領収書のコピー）と補助金交付決定日及び金額等を記入したうえで提出すること。請求書は口座番号や氏名ふりがなに誤りがあると振り込めないので必ずよく確認すること。

⑥供用開始 3 年以内の場合には申請期限があるので、市上下水道課へ事前に確認すること。

★その他

①公共桝に異常があった場合、流入の高さの調整が必要な場合は、事前に市上下水道課と協議すること。

②浄化槽を廃止する際の届出書を市上下水道課で預かり浄化槽担当部署へ届けることが可能なので、その際には3部提出すること（内容の確認は行いません）。

③提出書類のほかに必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

★下妻市下水道条例及び下妻市下水道条例施行規則（抜粋）

～下妻市下水道条例～

（排水設備等の計画の確認）

第５条　排水設備又は法第２４条第１項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

（下水道排水設備指定工事店の指定）

第６条　排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。

（指定工事店の責務及び遵守事項）

第６条の５　指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則が定めるところに従い、適正な排水設備工事の施工に努めなければならない。

（排水設備主任技術者）

第６条の８　指定工事店は、営業所ごとに、第３項各号に掲げる職務をさせるため、排水設備主任技術者（以下「主任技術者」という。）を専属させなければならない。

２　前項に規定する主任技術者は、日本下水道協会茨城県支部長が実施する主任技術者資格認定試験に合格し、県支部が備える排水設備主任技術者名簿に登録された者で、市長が認めた者をいう。

３　主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1)　排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理

(2)　排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督

(3)　排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認

(4)　第７条第１項に規定する検査の立ち会い

４　市長は、主任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、６月を越えない範囲内において、指定工事店に専属する主任技術者として認めないことができる。

(1)　下水道に関する法令、条例、規則に違反したとき。

(2)　業務に関し不誠実な行為があるなど、市長が主任技術者として不適当と認めたとき。

５　排水設備等の新設等の工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなけ

ればならない。
（排水設備等の工事の検査）
第７条　排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から５日以内にその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。
（使用開始等の届出）
第１５条　使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。
（届出を行わないときの使用料）
第１８条の３　第１５条に規定する使用開始等の届出を行わずに公共下水道の使用を開始したときは、次に定めるところにより使用料を徴収する。
(1)　新たに排水設備を設置した場合は、排水設備の設置のときを使用開始のときとみなす。
(2)　排水設備が既設の場合は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。
２　第１５条に規定する休止又は廃止の届出がないときは、公共下水道を使用していない場合であっても使用料を徴収する。
（改善命令）
第２０条　市長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。
（罰則）
第３０条　次の各号に掲げる者は、５万円以下の過料に処する。
(1)　第５条の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等を行った者
(2)　第６条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者
(3)　排水設備等の新設等を行って第７条第１項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者
(7)　第２０条に規定する命令に違反した者
(9)　第５条第１項若しくは第２１条の規定による申請書若しくは図書、第５条第２項本文、第１２条、第１５条若しくは第１８条の４の規定による届出書、第１８条第２項第３号の規定による申告書又は第１９条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告書又は資料の提出者

～下妻市下水道条例施行規則～
（指定工事店の遵守事項）
第１２条　指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1)　工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。
(2)　工事は、適正な工事費で施工し、また、工事契約は、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示すこと。
(3)　工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
(4)　自己の名義を他の業者に貸与しないこと。
(5)　工事は、条例第５条に規定する排水設備工事の計画に係る市長の確認を受けた後に着手すること。
(6)　工事は、主任技術者の技術上の管理下においてでなければ設計及び施工しないこと。
(7)　工事の完了後１年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修すること。
(8)　災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して市長から協力の要請があった場合には、これに協力するよう努めること。
（工事の着手届）
第１７条　排水設備等の工事に着手しようとする者は、５日前までに排水設備等工事着手届（様式第１４号）を市長に提出しなければならない。